

生徒・保護者の皆様へ

命を守るため 全ての都立学校では 自転車で通学する場合、 ヘルメットの着用が必要です。

令和5年4月から道路交通法の改正により、自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務となりました。

東京都教育委員会からの
メッセージをチェック！



自転車乗車用ヘルメット購入助成事業の
実施状況については、お住いの区市町村に
お問合せください。

※区市町村向け自転車乗車用
ヘルメット購入補助事業



 東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

(担当) 東京都教育庁指導部指導企画課安全教育担当 加藤・高木
電話番号 03-5320-6836